

		<p>工事に 係るも の b a以 外のも の (a) 東 部 総 合 事 務 所 及 び 八 頭 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の (b) 中 部 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の (c) 西 部 総 合 事 務 所 及 び 日 野 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p>					<p>東部総合事務 所長</p> <p>中部総合事務 所長</p> <p>西部総合事務 所長</p>
		<p>3 管轄工事に係る 請負契約の締結を 随意契約の方法に よることの決定 (3の2の場合を 除く。) (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の イ 建築工事 に係るもの (イ) 管轄 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係</p>					<p>東部総合事務 所長</p>

<p>8 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費(請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費。管理棟の項の八において同じ。)が2億円以上請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	○																											
<p>9 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の命令 (一) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所に係るもの (2) 中部総合事務所に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所に係るもの</p>		○																										
<p>10 同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所が所管区域に係るもの (ロ) 中部総合事務所が所管区域に係るもの (ハ) 西部総合事務所及び日</p>		○																										

